

平成20年11月19日
福島県保健福祉部薬務課

麻薬及び向精神薬取締法違反に係る行政処分について

下記の薬局に対し、麻薬小売業に係る業務停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分対象者

譲渡側：株式会社新田前薬局（いわき市平字小太郎町3-8）

譲受側：株式会社いわき薬品（いわき市平字小太郎町3-8）

2 処分対象店舗

譲渡側：新田前薬局（いわき市平字新田前5-17）

譲受側：みなみ町薬局（いわき市平字南町69）

3 処分の内容

平成20年11月20日から平成21年1月18日までの60日間、上記2の店舗における麻薬小売業に係る業務を停止することを命じた。

4 概要

株式会社新田前薬局が開設する新田前薬局と株式会社いわき薬品が開設するみなみ町薬局との間で、平成18年12月13日から平成19年1月24日まで3回にわたり、麻薬であるオキシコンチン錠5mg、合計78錠の譲渡譲受があった。

両薬局とも麻薬小売業の免許を有していたが、この麻薬の譲渡譲受は、厚生労働大臣の許可を得ず、また、麻薬処方せんに基づかない譲渡譲受であることが判明した。

このことは、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項（譲渡）、第26条第3項（譲受）に違反するため、麻薬小売業に係る業務停止処分を行った。